

平成 31 年 2 月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿 4-1-10-205
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744
e-mail：info@e-606.net

「働き方改革関連法」実際の認知度はまだ低い？～日商・東商調査

◆働き方改革関連法の実際の認知度はまだ低い？

本年 4 月から順次施行される働き方改革関連法の施行に向けて、企業でも対応への取組みを始めているところは多いでしょう。一方で、法律の内容や施行時期を知らないという企業もまだ多いようです。

日本・東京商工会議所が公表した「働き方改革関連法への準備状況等に関する調査」（調査対象：全国の中小企業 2,881 社、調査期間：2018 年 10 月 22 日～12 月 3 日）によれば、法律の内容について「知らない」と回答した企業は、「時間外労働の上限規制」が 39.3%、「年次有給休暇の取得義務化」が 24.3%、「同一労働同一賃金」が 47.8%、「中小企業への月 60 時間超の割増賃金率の猶予措置廃止」が 51.7%、「労働時間等に係る管理簿の作成義務」が 53.0%を占めたそうです。

◆50 人以下の企業で「同一労働同一賃金」の内容を知らない企業は約 6 割

その中でも、働き方改革関連法の目玉の 1 つである「同一労働同一賃金」については、「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」に比べて認知度は低く、50 人以下の企業では、法律の内容や施行時期について「知らない」と回答した企業は約 6 割を占めたそうです。

◆対応済み企業は半数に満たない

「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」、「同一労働同一賃金」について、「対応済み・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は、いずれも半数に満たないという結果も出ています。「法律の名称・内容を知っている」と回答した企業に限っても、「対応済み・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は 6 割に満たず、特に「同一労働同一賃金」については 36%という結果になっています。

◆企業は早めの対応を

「働き方改革」については、ニュースでも盛んに取り上げられているところですが、関連法について対応できていない企業や、そもそも内容を知らないという企業はまだ多いことがわかります。施行日は近づいていきます。取組みを始めてすぐ対応できるわけではありませんので、早めの対応が求められるところです。

2 月の税務と労務の手続提出期限

【提出先・納付先】

1 日

- 贈与税の申告受付開始< 3 月 15 日まで> [税務署]

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出< 前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出< 前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

18 日

- 所得税の確定申告受付開始< 3 月 15 日まで> [税務署]
※なお、還付申告については 2 月 15 日以前でも受付可能。

28 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付< 第 4 期 > [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。